

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 生理休暇の取得への心理的抵抗感を緩和するため休暇の名称の見直しを行い、及び子育て応援部分休暇の対象となる子の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条（見出しを含む。）中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。
第 10 条の 14 中「7 歳」を「9 歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第 10 条の 14 の規定により子育て応援部分休暇を与えるために必要な準備行為を行うことができる。